別紙１

【乳幼児・子ども医療費助成制度にかかる提出書類について】

１　乳幼児・子ども医療費助成受給状況確認調書

変更の有無にかかわらず事務担当者の確認印を押して必ず提出してください。

（１）記載内容

①　令和５年１０月１日現在、各市町村の医療費助成制度の該当年齢に達している被扶養者がいる場合に送付しております。

②　年齢欄は、年度末時点での年齢になっています。外来・入院で該当年齢が違う市町村の場合は、入院の該当年齢を基準に抽出しております。

③　受給状況欄は、令和５年１０月１日現在の受給状況となっております。

④「該当」とは…市町村に申請をし、受給者証を交付されている場合。

「非該当」とは…市町村に申請をしたが、所得制限等により非該当となる場合。
又は、市町村に医療費助成の申請をしていない場合。

（２）記入方法

①　所属所コード、所属所名、電話番号、担当者名を記入願います。

②　確認調書の内容に相違があった場合、二重線で訂正し余白に朱書きで正しく記入願います。

③　受給状況欄は、令和５年１０月１日以降の状況として当てはまるものにチェックをつけてください。（塗りつぶしでも可。）

④　退職者又は、転出者が記入されている場合、二重線で消してください。

⑤　記載されている組合員の受給状況の確認が終了後、事務担当者確認印を押してください。

２　乳幼児・子ども医療費助成申告書

上記１の確認調書の受給状況に相違があった場合又、新たに非該当となる方がいる場合に提出してください。

（１）　昨年度状況欄が「該当」になっているが、受給状況欄が「非該当」となる場合。
又は、新たに乳幼児・子ども医療費助成制度に「非該当」となる場合。

・　乳幼児・子ども医療費助成非該当申告書

・　非該当通知の写し

※　市町村に申請をしておらず非該当の場合は申告書のみ提出。

※　非該当通知を紛失した場合は、各市町村に再交付申請してください。

（２）昨年度状況欄が「非該当」になっているが、受給状況欄が「該当」となる場合。

・　乳幼児・子ども医療費助成該当申告書

・　受給者証の写し

３　住所変更届

上記１の確認調書の市町村が誤っている場合、組合員情報システムに登録されている住所が誤っていますので「記載事項変更申告書」を提出してください。既に、変更に関する申告書を提出済みの場合は、提出不要です。

【乳幼児・子ども医療費助成制度に係る申告の流れ】

※確認調書に氏名が記載されていない方のみ参考にしてください。

令和５年１０月１日以降
０～１８歳の被扶養者がいますか。

- いいえ → 該当しません。
- はい ↓

その被扶養者は、居住している市区町村の「乳幼児・子ども医療費助成制度」の該当年齢に当てはまりますか。
※該当年齢は各市町村によって異なります。

- いいえ → 該当しません。
- はい ↓

居住している市区町村に「乳幼児・子ども医療費助成制度」の申請をしていますか。

- いいえ → 乳幼児･子ども医療費助成申告書（非該当）を提出してください。
  ※非該当申告後に市町村に医療費助成の申告の手続きをし該当になった際は、乳幼児･子ども医療費助成申告書（該当）と受給者証の写しを提出して下さい。
- はい ↓

居住している市区町村から「乳幼児・子ども医療費助成制度」の受給者証の交付を受けていますか。

- いいえ → 乳幼児･子ども医療費助成申告書（非該当）と非該当通知の写しを提出してください。
- はい ↓

受給者証を交付しているのは、宮城県内の市区町村ですか

- いいえ → 乳幼児･子ども医療費助成申告書（該当）と受給者証の写しを提出してください。
- はい ↓

提出書類はありません。

タンキちゃん